

# 簡易吸収合併公告

平成30年5月28日

株主  
債権者 各位

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号  
ユナイテッド株式会社  
代表取締役会長 早川 与規

当社（以下「甲」という）は、平成30年3月29日開催の取締役会において、平成30年6月30日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、株式会社MIWAKU（以下「乙」という。本店所在地：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、公告します。

この吸収合併は、会社法第796条第2項に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による吸収合併契約の承認を受けずに行います。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、本合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対の株主様は、本公告掲載の翌日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 本合併の各当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)

平成30年5月28日付官報掲載頁106頁（号外第112号）

以 上